

【新刊紹介】

都史資料集成Ⅱ第3巻

～占領下の行政～

東京都公文書館 史料編さん担当

小野 美里

はじめに

都史資料集成は、三多摩地域の旧東京府編入以後の明治27年（1894）以降を対象に、近現代の東京に関する基本的資料を収録するテーマ別の資料集である。平成23年度には戦前期を対象とした第Ⅰ期全12巻の刊行を完了し、平成25年度からは、第Ⅱ期として『都史資料集成Ⅱ』を刊行中である。本稿では、今年度刊行の『都史資料集成Ⅱ』第3巻について、その概要を紹介したい。なお、本稿の図版には、本書の対象外のもの（【図1】、【図4】）も含まれるが、当時の様子を伝える当館所蔵資料として、ここに掲載した。

1 『都史資料集成Ⅱ』第3巻のテーマと構成

本書のテーマは、「占領下の行政」である。本書は、昭和20年（1945）9月の連合国軍による東京進駐から、27年（1952）4月に占領が終結する前後の時期を対象に、他国に占領されるという未曾有の事態に遭遇した東京都が、どのような行政を行ったかを明らかにしようとするものである。なかでも、この時期特有の東京都の業務として重要な位置を占めた、占領軍との連絡・折衝業務＝「渉外業務」に焦点を当て、都による占領軍関係業務に関する資料を収録した。

昭和20年8月14日の日本のポツダム宣言受諾決定を受け、同年8月28日にアメリカ合衆国¹陸軍第8軍の先遣隊が神奈川県厚木飛行場に降り立った。9月2日の降伏文書調印後、9月8日には東京への占領軍進駐が始まった。

都は9月4日、占領軍との連絡機関として、東京都終戦連絡委員会²を設置、9月13日には東京都次長を本部長とする進駐軍受入実行本部を組織して、占領軍からの諸要求に対応した。

同年12月20日には、都は長官官房に渉外部を設置する。以後占領の終結に至るまで、渉外部は土地建物の接收、労務管理、賠償工場管理、占領軍事故等に関わる連絡業務や、占領軍への情報提供等を担当し、占領軍と都の組織だけでなく、国の中央官庁をはじめ、都内に所在するあらゆる組織・個人を中継する役割を果たした。こうした業務は、当時「渉外業務」と呼ばれた。渉外業務とは元来、対外業務一般をさす言葉だが、占領期には、占領軍との交渉・連絡調整業務を意味した。本書は、この渉外業務に光を当て、その具体的中身と変遷をたどろうとするものである。

【表】 渉外部長の変遷

昭和20	昭和21	昭和23	昭和24	昭和25	昭和26	昭和27	昭和28
	磯村英一	黒田音四郎				山田久就	
12.20		4.12				5.6	

磯村は東京市社会局、文書課調査掛長、欧米出張（昭和11年）、文書課長、豊島区長、港湾局振興課長、牛込区長、戦時生活局配給部長などを歴任、幻となった昭和15年のオリンピック招致にも関与した。黒田と山田はともに外務省から入都した。いずれも対外交渉の経験を豊富に有する人物が部長に就任した。

占領期日本に関しては、1970年代に米国で外交関係機密文書や米陸海軍文書といった史料の公開が進み、米国側の資料を使用した本格的な研究が日米双方で進展した。日本の国立国会図書館憲政資料室でも米国国立公文書館所蔵のGHQ/SCAP文書の閲覧が可能になり、平成7年(1995)からプランゲ文庫³の逐次公開も始まって、占領期の各領域に関する研究が深化・多様化している。その一方で、占領軍による地方行政が都道府県を通じて行われたにもかかわらず、都道府県のアーカイブズの利用を通じた研究は、緒に就いたばかりといわれている⁴。

東京都公文書館（以下、「当館」という。）には、都の占領軍関係業務の担当部局たる渉外部が作成・収受した文書・刊行物が所蔵されている。本書はこれらの資料を中心に、占領期の渉外業務の展開を跡づけることにより、首都である東京都が占領という事態にいかに対峙したかを、具体的に明らかにする。

本書は以下の通り構成した。

第一 占領軍の受入れ

第二 軍政部期の渉外業務

第三 民事部期の渉外業務

第四 占領の終結へ

なお本稿では、終戦後日本に進駐したGHQ/SCAP（連合軍最高司令官総司令部、以下「GHQ」という。）を頂点とする連合軍の軍隊を「占領軍」と呼称する。同時代には「進駐軍」という用語も多く用いられ、「連合軍」「連合軍」といった表現も用いられてきた。連合軍とは一般に、第2次世界大戦中に枢軸国側（ドイツ・イタリア・日本等）と交戦した諸国のことを指すが、日本の降伏条件と、降伏後の日本占領のあり方を示したポツダム宣言に参加した連合国は、アメリカ・イギリス・中国・ソ連の4国である。このうち実際日本に進駐した軍隊は、イギリス連邦軍が中国・四国地方に配置されたほかは、すべてアメリカ軍であり、実質的にはアメリカによる単独占領であった⁵。

2 東京における占領軍の軍政機構の変遷

(1) 占領初期の軍政機構

地方において、占領政策の実行を監視する役割を果たしたのが、軍政機構である。各地に進駐した米陸軍部隊の軍政担当セクションが、その役目を担った⁶。占領下の都では、GHQと直接やりとりするケースもあったが、主に連絡・交渉の相手となったのはこの軍政機構である。そこでここでは、東京における軍政機構の変遷を整理しておきたい。

終戦当初日本に進駐した米陸軍は第8軍と第6軍である。第8軍は主に東日本の占領を、

第6軍は主に西日本の占領を担当した。関東地方は第8軍の第11軍団（横浜：税関ビル）が担当し、その下の第一騎兵師団が東京・神奈川地域を担当した。

昭和21年1月になると第6軍が本国への復員のため編成解除され、第8軍が日本全土を担当することになった。その結果、第8軍司令部の下にはユサスコム軍団（United States Army Service Command Corp, 横浜）、第1軍団（京都）、第11軍団（日吉）、第9軍団（仙台）が配属された。同年2月20日の時点で、東京都・山梨県は、第11軍団―第106軍政団（川崎）―第32軍政中隊（東京）の管轄であった⁷。その後第106軍政団が第9軍（仙台）の配下に移るなど編成替えがあるが、東京都は第32軍政中隊が管轄し続けた⁸。同年7月1日には軍政機構が大きく再編され、東京・神奈川には東京神奈川地区軍政部が設置され、第8軍軍政局（20年9月に第8軍総司令部の特別参謀部に設置）の直轄管理となった⁹。この東京神奈川地区軍政部は、23年（1948）2月に東京と神奈川の両軍政部に分けられた。本書における「軍政部期」とは、東京神奈川地区軍政部及び東京軍政部が存在した時期（昭和21年7月～24年6月）のことを指す。

(2) 軍政部から民事部へ

日本占領における非軍事化（武装解除や軍需産業の接收等）は、昭和20年末にほぼ決着し、21年から22年（1947）までの2年間は、新憲法制定を頂点とする民主化のための諸改革が実行された時期とされる。アメリカの対日占領政策は、昭和23年以降は経済復興に重点が移った。それまでGHQで民主化政策の実行をけん引してきた民政局も縮小、23年6月には民政局地方政府課が第8軍に移管された¹⁰。

昭和24年（1949）には、日本政府への一定の権限移譲など、GHQによる占領管理体制を緩和する方向性が明確となり、軍政機構も改編された。同年7月1日には、第8軍軍政局は民事局に、45の府県軍政部は府県民事部に名称を変えた。この時、東京軍政部は東京民事部となった。さらにGHQは同月25日、府県民事部の廃止と軍政要員の縮小を指示し、軍政要員も軍人から文官へと比重の転換が図られた。

府県民事部の廃止に伴い、関東地方には関東地方民事部¹¹が発足した。当初の関東地方民事部の管轄地域は、東京・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・長野・山梨であったが、昭和24年12月1日、神奈川・静岡を管轄区域に加えて新発足した¹²。本書でいうところの「民事部期」とは、東京民事部と関東地方民事部が存在した時期（昭和24年7月～26年6月）を指す。

なお、昭和24年12月に第8軍は民事関係の任務を解除され、翌25年（1950）1月にはGHQの幕僚部に小規模な民事局が新設された。

(3) 朝鮮戦争の勃発と在日兵站司令部の配置

昭和25年6月25日、朝鮮戦争が勃発すると、第8軍の主力部隊が朝鮮半島に投入さ



Reading-room in a primary school established by courtesy of CIE, SCAP.

【図1】小学校に設置されたCIE読書室
(Tokyo Metropolitan Office, TOKYO, 1949)

れ、7月13日には第8軍司令部も朝鮮半島に移動した。第8軍に代わって在日兵站司令部（Japan Logistical Command）が横浜税関ビルに新設された¹³。

軍政機構については、在日兵站司令部配置後も関東地方民事部は存続している。しかし昭和26年（1951）に入り対日講和条約の締結に向けた具体的な作業が進展するに従い、GHQは全国の地方民事部の人員を大幅に削減する方針を立てた。そして同年6月30日、GHQは地方民事部の地方行政監督業務を終了させ、全国8地方の民事部を廃止した。これに伴いGHQの民事局は警察予備隊関係の業務だけを扱うことになり、占領行政に従事する文官要員も大幅に削減された¹⁴。

3 本書収録の占領期関係資料

(1) 東京都公文書館所蔵資料

ア 渉外（GHQ）文書

渉外部が昭和21年から23年初めまでに作成・取得した文書群である。当館の目録情報検索システムでは「渉外（GHQ）文書」として、85冊の簿冊が登録されている。

渉外（GHQ）文書には、渉外部と、都の各局、GHQ・軍政部（東京神奈川地区軍政部→東京軍政部）、中央官庁、民間団体等との間のやりとりが記録されている。

主な内容は、GHQあるいは軍政部からの指令¹⁵、都内の諸組織とGHQ・軍政部との間を中継する文書、賠償工場関係¹⁶、都が軍政部に提出するために作成した各行政領域の調査資料等である。なお、賠償工場関係の文書については、紙幅の関係で収録していない。

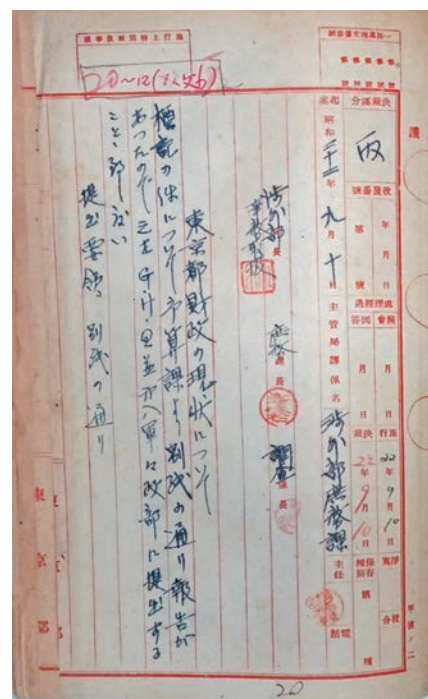
イ その他の渉外部関係文書

当館には、渉外部が昭和24年から26年にかけて、民事部（東京民事部→関東地方民事部）との連絡のために作成・取得した文書の所蔵がある。民事部からの指令、都から民事部に宛てた報告のほか、占領軍物資の放出関係を主な内容とする。これらは当館の現代文書調査・収集プロジェクト¹⁷により収集された文書群である。公開準備が整ったものから順次公開されている。

このほか当館所蔵文書から、渉外部の職制に関する資料を収録した。なお本書には収録していないが、当館には渉外部が関与した他県との広域会議に関する資料の所蔵もある。

ウ 庁議・各局文書等

渉外部の機構改編や、朝鮮戦争のように渉外業務に大きな影響を及ぼす事態の発生があった時には、東京都の最高幹部による政策討議・決定の場である庁議¹⁸において渉



【図2】 渉外（GHQ）文書

外部長による報告や討議がなされており、庁議記録のなかにも関係文書が存在する。

さらに経済局、衛生局等、都の各部局が作成・取得した資料のなかにも、占領軍との連絡・折衝に関わる記録が含まれている。

接収関係資料の所蔵は多くないが、比較的まとまった資料として、中央卸売市場（築地市場）の接収と返還をめぐる一連の記録が残されている。

エ 庁内刊行物

占領期に発行された東京都の行政刊行物のうち、以下のものを収録した。

なお、紙幅の関係で収録できなかったが、昭和21年に刊行を開始した『都政概要』（別題『東京都政概要』）は都の一年間の事業概要を組織毎にまとめたもので、毎年発行された。渉外部についてもその発足の経緯や具体的な業務内容が記述されており、占領期の都政を概観することができる。

『渉外情報』

渉外部が昭和23年に創刊し、初期には毎月2回刊行された。重要な渉外事項のほか、米国極東軍に配付された「星条旗新聞 (Stars and Stripes)」や米国雑誌から取材した政治・経済・文化などの世界情勢が掲載された。その目的は「事務



【図3】『渉外情報』表紙

上の指針と啓蒙」に資することとされた¹⁹。あくまで都庁内部向けの媒体であり、一部の幹部職員にのみ配付された。

一つ一つの記事の記載は簡潔だが、占領軍との間で行われた定期的な会合の記録や、地方軍政機関の機構改変や人事異動、占領政策に関するその時々的重要なトピックの解説記事等が掲載され、占領期の渉外業務がカバーした領域を伝える資料となっている。当館に第12～48号（昭和24年2月～26年9月、欠号あり）の所蔵があり、欠号については首都大学東京図書館所蔵分²⁰で補った。

『労務管理』

渉外労務（占領軍に対する労務提供・管理業務）に関しては、渉外部が昭和25年11月から『労務管理』という定期刊行物を発行している。同誌は関係機関の連絡報として、渉外労務の関係規程・通牒等の解釈、専門用語の説明、各部門の業務紹介、渉外労務従事者の数や内訳を示した統計等を掲載している。当館には第3巻第8号（昭和27年8月）までの所蔵がある。

(2) 他機関所蔵資料

上記に加え、国の動向を示す資料として、国立公文書館所蔵公文書、外務省外交史料館が所蔵する公文書を収録した他、都の行政を現場で実施することとなった区²¹の文書として大田区立郷土博物館所蔵資料（蒲田区役所文書）を収録した。

4 各章の概要

第一 占領軍の受入れ

この章では、占領軍による東京への進駐状況、占領軍との連絡調整のために設置された東京都終戦連絡委員会、占領軍受入れのため都に設置された進駐軍受入実行本部に関わる資料を収録した。

東京都終戦連絡委員会については、当館には関連する資料がほぼ残っていないため、外務省外交史料館や国立公文書館、大田区所蔵の関連資料を採録している。

本章の最後には『都政十年史』（東京都、昭和29年）から「終戦直後の渉外—うらばなし座談会」を収録した。当時の渉外業務の担当者が、東京都終戦連絡委員会の様子、暖房施設の調達、接收、労務提供等について体験を語っており、公的な文書には表れない証言として貴重である。

第二 軍政部期の渉外業務

本章では軍政部が存在した時期（昭和21年7月～24年6月）に、占領軍との連絡等のために渉外部が作成した文書を収録した。ここでは主に渉外（GHQ）文書・『渉外情報』から資料を選定している。

収録資料からは、この時期渉外部が果たした役割が浮かび上がる。具体的には、都庁内各局と占領軍との連絡を一元化する役割、都内所在の官庁・企業と軍政部との連絡を中継する役割等である。また渉外部が都政の各領域の調査資料を自主的に軍政部に報告することにより、連絡調整役として交渉の円滑化を図っていたことも注目される。これらの調査資料からは、終戦直後の都政の姿を垣間見ることができる。

この章ではその他、土地・建物の接收、占領軍向け住宅の建設、渉外労務管理に関する資料を採録した。

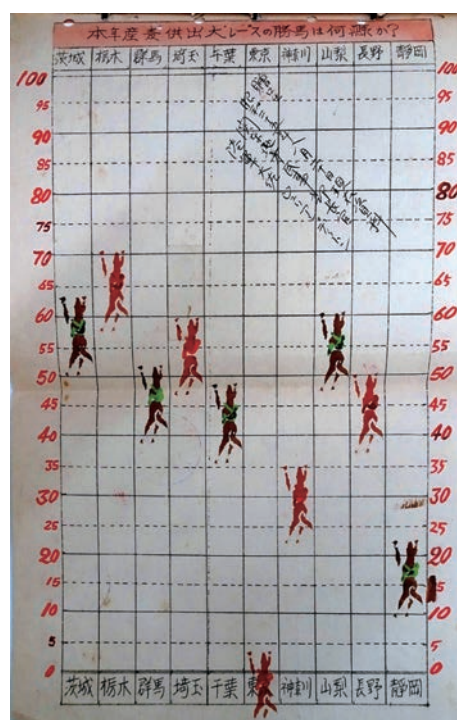
第三 民事部期の渉外業務

本章は民事部（東京民事部→関東地方民事部）が存在した時期（昭和24年7月～26年6月）を対象に、渉外部が作成・取得した文書を中心に収録した。具体的には、民事部宛ての報告書や、民事部からの指令、庁議記録などの公文書を収録している。また採録した『渉外情報』記事により、民事部司令官との会見、関東地方民事部成立前後の動向、民事部からの毎日のように出された覚書の概要について、具体的内容をつかむことができるようになっている。

またこの章では、朝鮮戦争勃発後の渉外業務に関する資料を収録した。これら資料により、朝鮮戦争を画期とした渉外業務の変化が明らかとなっている。

第四 占領の終結へ

本章では、講和への動きが大きく進展する昭和26年から、27年4月にサンフランシスコ平和条約が発効する前後の時期を対象とし、主に渉外部が作成・取得した文書収録した。占領の終結に向けた都の動向、なかでも



【図4】麦供出促進のため関東地方民事部が作成した「競馬模型図」
 (管内1都9県の本年度産麦類の供出進捗状況について〔経済局長あて送付〕昭和25年)

占領軍（平和条約発効以降は駐留軍²²）に対する労務提供、講和記念行事と戦没者慰霊、都
有施設の接收解除問題に関する文書を収録した。

この章の最後には、中央卸売市場築地本場の接收から解除までの経緯と、都による接收解
除に向けた多方面への運動に関わる文書を採録した。同市場の返還に向けて、都と占領軍と
の交渉の軌跡を伝える資料となっている。

おわりに

最後に、本書の特徴となる点と、扱えていない点につき言及したい。

本書の大きな特徴は、占領下東京都の渉外業務に光を当て、これを通時的に扱った点にあ
る。

占領下の東京を対象とした研究は今後の進展が待たれる状況であり、全国に目を転じてみ
ても、当時の都道府県が占領軍による地方行政にいかに対応したかについては、これまで十
分に着目されてきていない。その結果、都道府県で所蔵される関係資料も積極的に活用され
てこなかった。本書で渉外部が作成・取得した文書に着目したことで、今後当館所蔵の占領
期資料のさらなる活用が促進されれば幸いである。

また本書において占領の開始から終結前後までを対象としたことで、地方軍政機構の大き
な改編があった昭和24年以降の渉外業務に光を当てることとなった。当該期については、
これまで地域に即して掘り下げられることが少なかったが、本書に収録した資料により、都
の対応の実態が具体的に明らかになったといえよう。確かに軍政機構は再編・縮小された
が、都は依然各行政領域の細かい報告を民事部に求められ、連日のように民事部からの指令
を受取り、同じ管区に属する各県との連絡・調整事務が加わることで渉外部の機構拡充すら
行っていたのである。さらに朝鮮戦争勃発後には、都は増大する渉外労務事務に忙殺された。
当該期の米国・GHQによる対日占領政策の転換についてはこれまでの研究で言及され、占領
管理政策が緩和したと評されるが、これを都道府県レベルで眺めた時に、どのようにとらえ
返されるのか、さらなる検討を促す素材を提供することができたはずである。

同様に、占領終結前後の時期における都道府県の動向も、従来顧みられることが少なかつ
た部分である。この時期について一章を設け、渉外業務の動向を跡づけたことは、本書の特
徴の一つとなっている。

次に本書で扱っていない点についても触れておきたい。第一にあげるべきは、占領期の各
行政領域における改革の取組みについてである。衛生、教育、労働、経済をはじめとする各
領域で占領軍の指令による改革が行われているが、本書では渉外部による渉外業務を主軸に
据えたため、これら個別の領域については掘り下げることができなかった。特に農地改革関
係では当館にまとまった資料の所蔵があるが、上述の理由により収録対象としていない。

昭和22～25年の都政各領域の具体的状況については、『都史資料集成Ⅱ』第2巻をあわ
せて参照されたい。また終戦後の都の重要な事業である露店整理、土地区画整理事業などの
戦災復興計画については、次巻以降で扱う予定となっている。

いずれにせよ、占領期の都の渉外業務の展開に光をあてた本書は、首都東京が占領という
未曾有の事態にいかに対峙したかについて、新たな知見を提供できる内容となっている。ぜ
ひ多くの方に、手に取っていただければ幸いである。

- 1 United States of America。本稿においては、適宜「アメリカ」「米（国）」と表記する。
- 2 東京都終戦連絡委員会がいつまで存在したかは、公文書等で確認できていない。しかし、『東京都公報』で渉外部各課の職掌の変遷を追うと、ある時期まで、同部庶務課の所掌事項に、東京都終戦連絡委員会に関する事務が含まれており、この規定が無くなる時期が一つの手がかりとなろう。この規定が庶務課所掌から外れるのは、昭和23年12月28日、庁中処務細則が改訂された時である。その理由は、それまで都が担当してきた連合軍関係設営工事の監督監視事務が、翌24年1月1日以降特別調達庁へ移管されることが決定したことによる（『令規』庁中処務細則等の改正について）昭和23年、当館所蔵、請求番号：326.E3.08）。
- 都の渉外業務において多くの比重を占めた調達要求に関わる諸業務が、特別調達庁に移管されるに伴い、東京都終戦連絡委員会もその役割を終えたと、現段階では考えられる。
- 3 アメリカのメリーランド大学が所蔵する、昭和20年（1945）から24年（1949）までの日本の刊行物を網羅したコレクション。GHQの民間検閲支隊（Civil Censorship Detachment, CCD）の検閲は、図書・雑誌・新聞のほか、映画・演劇・放送番組・ミニコミ誌等に及んだ。24年10月の検閲制度の終了、同年11月CCDの廃止後、CCDに提出された大量の資料の処分が問題となるが、ゴードン・W・ブランゲ（昭和21年からGHQの参謀第2部に勤務）がメリーランド大学に移管させた。（国立国会図書館HP、<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/Prange.php> 令和元年9月30日アクセス）
- 4 西川祐子『古都の占領』（平凡社、平成29年）414～415頁
- 5 ソ連軍は北海道あるいは九州地方へ派遣を要請されたが調整がつかず、中国も四国地方への派遣を要請されたが、国共内戦のため派遣を見送った。英連邦の一部は東京・恵比寿（エビスキャンプ、現航空自衛隊幹部学校目黒基地）に進駐しているが、軍政には関与しないことになっていた（竹前栄治「総合解説」天川晃ほか編『GHQ日本占領史序説』GHQ日本占領史第1巻、平成8年、27頁）。
- 6 芳賀四郎『日本管理の機構と政策』（有斐閣、昭和26年）20頁
- 7 終戦連絡中央事務局総務部第一課『終戦事務情報』第6号（奥付無、昭和21年作成か）
- 8 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房（昭和58年）、栗田尚弥「〈戦時軍政〉から〈戦後軍政〉へ」（栗田尚弥編『地域と占領 首都とその周辺』日本経済評論社、平成19年所収）
- 9 荒敬『日本占領史研究序説』（柏書房、平成6年）110～111頁
- 10 福永文夫『日本占領史1945-1952：東京・ワシントン・沖縄』（中央公論新社、平成26年）3～4、191頁
- 11 Kanto Civil Affairs Regionの邦訳は、資料によっては「関東地区民事部」とも表記される。関東地方民事部では昭和25年（1950）1月に正式訳名を「関東地方民事部」と決定したが、その後も邦訳の不統一が続いた。そのため同年8月にはGHQ民事局において「地方民事部」に日本語訳を統一することが決定し、関東連絡調整事務局から日本側へ伝達された（関東連絡調整事務局『執務報告』第2号／第9号、昭和25年2月／9月）。よって本書では資料上で使用される場合を除き、関東地方民事部で統一する。
- 12 前掲『日本占領史研究序説』127頁
- 13 前掲『日本占領史研究序説』128～129頁
- 14 前掲『日本占領史研究序説』128～129頁
- 15 連合国から日本政府に対して出された一般命令（General order）、指令（Directive）、覚書（Memorandum）等を、日本側では指令と総称した。これらは正式な書面のほか、書簡や勧告、口頭で指示されることもあった。一般命令という形で出されたのは第1号のみ、指令は第1～3号のみで、圧倒的に多くの指令が、覚書の形で出された（鹿島平和研究所編『日本外交史26 終戦から講和まで』鹿島研究所出版会、昭和48年）。
- 16 賠償工場（賠償指定工場）とは、賠償の目的で、連合国管理下に置かれた工場のこと。
- 17 当館の所蔵文書のなかで特に少ない昭和20～30年代の文書の所在調査・収集を積極的に行うプロジェクトとして、平成19年度に発足した。
- 18 知事以下東京都の最高幹部による政策討議・決定の会議体。庁議については、『都史資料集成Ⅱ』第2巻（東京都公文書館、平成27年）解説参照。
- 19 東京都『都政概要 昭和23年版』（昭和24年）66頁
- 20 首都大学東京図書館（法学：法政研究室）所蔵、第2～20号（昭和23年6月～昭和24年7月、欠号あり）
- 21 昭和22年（1947）5月の地方自治法施行まで、区は行政区として都の下部機関であった。
- 22 平和条約発効後も、日米安全保障条約（昭和26年9月署名・27年4月発効、新条約は昭和35年1月署名・同年6月発効）に基づき、日本各地に駐留する米軍は、「駐留軍」と呼称された。駐留する米軍が使用する施設や区域等の具体的な条件は、「日米行政協定」（昭和27年4月発効）に定められた。